

政 委 第 27 号
平成 23 年 12 月 9 日

外 務 大 臣
玄 葉 光 一 郎 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委 員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人国際交流基金）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、この勧告の方向性は、現行の独立行政法人制度を前提としております。行政刷新会議において検討している独立行政法人の組織・制度の見直しの結論が出された場合には、勧告の方向性の趣旨をいかしつつ、当該見直しに対応していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人国際協力機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人国際協力機構（以下「国際協力機構」という。）の主要な事務及び事業については、我が国の外交政策上の重要な手段である政府開発援助（ODA）の実施機関であるという特性を十分に踏まえつつ、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

第1 在外機能の強化

技術協力事業、有償資金協力事業及び無償資金協力事業（以下「ODA3事業」という。）等をより戦略的、効果的かつ効率的に実施するためには、開発途上国の真のニーズを的確に把握し、現場の実情を踏まえて迅速に対応することが必要であり、在外機能の一層の強化が求められている。

一方、国際協力機構の国内、在外の定員については、国内定員が在外定員を大幅に上回る状況にある。

このため、次期中期目標期間においては、現地採用職員の活用や国内における在外支援機能の強化等の取組を推進するとともに、総定員や総人件費の増加を招くことなく、着実に国内定員を在外定員にシフトすることにより、在外機能を総合的に強化するものとする。

第2 事務及び事業の見直し

1 ODA3事業の戦略的、効果的かつ効率的な実施

我が国の経済・財政状況が厳しい中、広く国民の理解を得てODA3事業を実施していくためには、戦略的、効果的かつ効率的に事業を実施することが求められている。

他方、会計検査院の決算検査報告で事業効果の発現が不十分な事案も指摘されてい

る。

したがって、次期中期目標期間においては、開発途上国の国や地域における真の援助ニーズに応えるため、要請主義による個別事業の実施ではなく、ODA 3事業を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチの強化等により、事業を戦略的、効果的かつ効率的に実施するものとする。その際、事前、中間、事後の評価などPDCAサイクル(Plan-Do-Check-Act cycle)を着実に推進するとともに、国民への説明責任を果たす観点から、ホームページへの公表等を通じての「ODAの見える化」の充実を図るものとする。

2 海外投融資事業の本格的再開に向けての取組

当該事業については、「「新成長戦略」について」(平成22年6月18日閣議決定)等の既往の政府方針に基づき再開されるものであり、我が国の経済成長を推進していく上での重要なツールの一つである。

したがって、現在実施されているパイロットアプローチで得られた教訓を業務実施体制、リスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で、万全の体制で事業を本格的に再開するものとする。

3 ボランティア派遣事業の効果的かつ効率的な実施等

ボランティア派遣事業においては、開発途上国との親善と相互理解の深化、広い国際的視野の涵養と経験の社会還元という目的達成とともに、開発途上国の真の援助ニーズに応え、課題解決に最大限資することが重要である。

このような観点から、ボランティア派遣事業の実施に当たっては、同事業を含むODA 3事業等がそれぞれを補完しあい事業間相互の相乗効果を最大限高めていくよう努め、効果的かつ効率的に実施するものとする。

また、ボランティア派遣事業の派遣隊員に支給される各種手当については、引き続き適正化を図るものとする。

4 草の根技術協力事業の効果的な実施

草の根技術協力事業の実施に当たっては、政府間ベースでの要請では汲み取れない開発途上国の住民に近いレベルでの開発課題の解決に資するように、NGO等との連

携を推進し、開発途上国の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ分野を中心として、効果的に実施するものとする。

5 海外移住事業の見直し

(1) 日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒の研修の見直し

日系人の日本語教師の本邦研修及び日本語学校生徒の研修については、効果的かつ効率的な事業実施の観点から、日本語教師コース（上級2コース）については、独立行政法人国際交流基金に移管し、日系アイデンティティ向上を目的とするコースについては、引き続き国際協力機構で実施するものとする。

なお、国際協力機構で引き続き実施する事業についても、実施状況等を踏まえつつ、独立行政法人国際交流基金と連携を図り、効果的かつ効率的に実施するものとする。

(2) 日系個別研修の見直し

日系個別研修については、日系社会における世代交代が進んでいる状況に鑑み、日系社会のニーズ及び外交政策上の重要性を踏まえつつ、事業規模の縮減を行うものとする。

(3) 海外移住者の団体に対する支援事業の見直し

海外移住者の団体に対する支援事業については、助成金交付実績が年々減少している状況等に鑑み、日系社会のニーズ及び外交政策上の重要性を踏まえつつ、役割を終えたと判断される事業は廃止するなど、更なる事業の重点化を行い、効果的かつ効率的に実施するものとする。

6 研究事業の効果的かつ効率的な実施

国際協力機構研究所の行う研究事業については、効果的かつ効率的な事業実施の観点から、引き続き研究成果の国際協力機構の事業での確実な活用及び国際的な援助潮流へ影響を与えるためのプレゼンス向上という目的を達成するための研究領域・研究課題に限定して実施するものとする。

また、研究課題の設定及び研究成果について、国際協力機構の事業及び国際的な援

助潮流への確実な貢献の観点から定期的に検証を行うものとする。

第3 業務実施体制等の見直し

1 本部の組織体制の見直し

開発途上国の真の援助ニーズに迅速かつ的確に対応し、ODA 3事業等を戦略的、効果的かつ効率的に実施するためには、柔軟かつ機動的な組織体制の構築が必要である。

このような観点から、次期中期目標期間中には、31 部局所 145 課（平成 23 年 4 月現在）の本部組織体制について、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、その大括り化などにより、スリム化するものとする。

2 各国際センター等の見直し

各国際センター等の国内拠点については、引き続き基本方針に基づく取組を着実に進め、

札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整の上で統合を検討していく

東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業の在り方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ、統合について検討していく

ものとし、大阪国際センター及び兵庫国際センターの統合並びに広尾センターの機能移転等に伴う国内体制の見直しの進捗に合わせて、自治体等とも協議の上、次期中期目標期間中に一定の結論を得るものとする。

また、各国内拠点の国際協力の結節点としての機能・役割、利用状況、運営コスト等を考慮した上で、業務実施体制の見直しを行い、効果的かつ効率的な業務運営を推進するものとする。

3 海外事務所の見直し

国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所については、基本方針に基づき、関係する外務省、経済産業省及び国土交通省において、これら 4 独立行政法人の海外事務所の

共用化促進に向けた連絡会の開催等を行っている。

一方、これら4独立行政法人の海外事務所においては、在外公館が中心となり定期的な会合が行われているものの、海外事務所の共用化促進に特化した仕組みは構築されていない。

したがって、海外事務所の共用化を促進するため、海外事務所の共用化促進のための連絡会を海外において設置する等の仕組みを構築の上、共用化に向けた積極的な検討を行うものとする。その際、利用者の利便性向上の観点から、海外事務所と同じ国・地域に所在する独立行政法人以外の機関の事務所との共用化等、当該機関との連携についても検討するものとする。

4 在勤手当等の見直し

基本方針に基づく在勤手当の見直しに当たっては、国民の厳しい視線を踏まえ、総人件費の削減に配慮しつつ、適正かつ厳格な見直しを行い、当該見直しに関して次期中期目標・中期計画に的確に反映させるものとする。

また、当該見直しに併せて、専門家、企画調査員、在外健康管理員等の国際協力機構職員以外の在勤手当等についても、適正かつ厳格な見直しを行い、当該見直しに関して次期中期目標・中期計画に的確に反映させるものとする。

5 運営費交付金債務残高に関する報告状況の改善

国際協力機構においては、年度をまたいだ事業を多数実施している、緊急援助等一定の金額の維持が必要な事業を抱えている、実施事業が治安状況の悪化や相手国側機関の都合により計画変更等を余儀なくされることがある等の理由により、現行中期目標期間中、毎年度、運営費交付金債務残高が発生し、平成22年度末現在の同残高は約310億円となっている。同残高の発生理由については、財務諸表等に記載があるものの、事業の遅延によるものか否かなど具体的な発生理由や今後の対応等について、必ずしも十分に明らかになっていない。

次期中期目標期間中においては、国民への説明責任を果たす観点から、同残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、財務諸表、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにするものとする。

第4 保有資産の見直し

国際協力機構が保有する竹橋合同ビルの区分所有部分については、現在の使用状況は有効な活用とは言えないことから、有効な利活用方策を検討した上で、保有の必要性がなく、売却が合理的であると判断される場合には処分するものとする。

第5 定量的かつ具体的な目標設定

国際協力機構の現行中期目標・中期計画においては、定量的かつ具体的な目標設定がほとんどみられない状況にある。

このため 人材養成・確保事業、 各国際センター等で実施する国民等の協力活動等の事業（国内拠点の利用者数）など、国際協力機構の実施する事業について、業務の質の向上及び的確な業務実績評価を行う観点から、現行中期目標期間中の業務実績等を踏まえ、次期中期目標・中期計画・年度計画等に、各事業の特性に応じて、可能な限り定量的かつ具体的な目標を設定するものとする。

なお、定性的な目標設定とせざるを得ない場合であっても、目標の達成度について第三者が検証可能なものとなるように努めるものとする。

第6 業務全般に関する見直し

上記第1から第5に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

独立行政法人国際交流基金の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人国際交流基金（以下「交流基金」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

なお、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づく取組については、引き続き着実に実施するものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 フィルムライブラリー充実（本部）事業の効率的・効果的实施

日本文化を紹介し、映画を通じた文化交流の促進を目的に海外で映画上映を行うフィルムライブラリー充実（本部）事業については、会計検査院の平成20年度決算検査報告において、利用が低調であるため、効率的かつ効果的なものとするよう指摘を受けたことを踏まえ、上映回数の少ない作品を含めパッケージ化して上映するなどとともに、送料及び保管料を削減する観点から、作品の新規購入に当たっては、可能な限りDVD素材を調達するものとする。

2 日本語能力試験の収支の安定等

日本語能力試験の実施に当たっては、海外の日本語学習環境の整備を図りつつ、収支を安定させ、併せて、自己収入の拡大を図るため、受験料による現地機関収入のみでの支弁の徹底、現地収支剰余金の交流基金への還元促進、適切な受益者負担の観点からの現地の情勢も踏まえた適切な受験料設定を行うものとする。

3 独立行政法人国際協力機構から移管される日本語研修の効率的実施

基本方針に基づき独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）から交流基金に移管される日本語教師を対象とする研修事業の実施に当たっては、既存の日本

語国際センターの講師等の人的資源、宿泊施設等の物的資源を活用すること等により、効率的に実施するものとし、経費を削減するものとする。

4 情報ライブラリーの利用者増大等

交流基金の本部に設置されている情報ライブラリーについては、基本方針に基づき、利用者の増加に向けた計画を策定の上、開館曜日・時間の変更、蔵書を活用した展覧会の開催等を行っている。

情報ライブラリーについては、これらの取組を始めとして、レファランズ対応の強化等、利用者数を増加させるための工夫を継続するものとする。

また、海外事務所に設置されている図書館（以下「海外図書館」という。）については、利用者の少ないものや利用者数が減少しているものがみられることから、利用者数の増加、効果的な運営及び利用者の利便性向上の観点から、利用者数が増加している海外図書館における開館日数の増加等の取組も視野に入れるとともに、日本語講座受講者の海外図書館利用拡大や積極的な広報等、経費の増大を招かない形での取組を行うものとする。

第2 関係機関との連携確保等

交流基金においては、文化芸術交流、日本語教育等、各種の事業を実施している。

交流基金では、個別の事業の実施に際し、文化庁との間で、調整等のため、定期的に協議を実施しており、外務省と文化庁との間においても定期的に協議が行われている。例えば、海外の文化財の保存、修復等に係る支援のように、「文化遺産国際協力コンソーシアム」の構成メンバーとして、文化庁、外務省等の府省庁、独立行政法人、大学、民間助成団体等と連携・協力して同様の事業を実施しているものもみられる。

しかしながら、文化交流等に係る事業を実施している機関全体として、調整・連携を図る仕組みは構築されていない。

事業の重複排除及び協力・連携の確保・強化を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するため、関係する機関それぞれの役割を明確にするとともに、国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整・連携の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関の協力のもと、外務省及び交流基金が中心となり、連絡会を設置する等、関係する機関全体として協力・連携を確保・強化するための仕組みを構築するものとする。

また、公募型の助成事業の中には、実績が減少しているものや特定の政策上の必要性に基づき実施されているものがみられることから、上記の協力・連携の見直しに併せ、交流基金が実施している個々の事業について、事業環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえつつ、廃止や他機関への移管も含め、不断の見直しを行うものとする。

第3 業務実施体制等の見直し

1 組織の再編及び人員配置の適正化

交流基金については、国内における文化芸術交流事業の原則廃止等、基本方針に基づき、複数の事業が廃止等されている一方、政策的要請に基づくEPA（経済連携協定）に関わる日本語研修事業の充実が求められている。

交流基金の組織及び人員については、当該充実する事業に必要な人員を確保しつつ、廃止等されている事業に加え、第2の見直し結果も踏まえ、不断に、総人件費削減に資するような組織の再編及び人員配置の適正化を図るものとする。

2 京都支部の見直し

京都支部においては、文化人、フェロー等の招へい者に対する便宜供与等の業務を行っている。

京都支部の業務運営の合理化の観点から、内部統制に留意しつつ、原則として、退職職員を嘱託職員として雇用し支部長へ任用する、大阪府や奈良県に滞在しているフェローに対する支援等については、当該フェローの利便性に配慮しつつ、大阪府に設置されている関西国際センターと連携して実施する等の措置を講ずるものとする。

3 在勤手当の見直し

在勤手当については、交流基金において、基本方針に基づき、外部有識者による検証、在外給与水準の調査等を踏まえた見直しを行っているところである。

総人件費削減の観点から、当該見直しに関して次期中期目標・中期計画に的確に反映させるものとする。

また、当該見直しに併せ、海外運営専門員、日本語専門家等の交流基金職員以外の在勤手当についても見直しを行い、次期中期目標・中期計画に的確に反映させるものとする。

4 海外現地情勢の的確な把握等

交流基金においては、毎年度、現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延・中止が発生している。

交流基金では、当該現地情勢の悪化等により事業の実施が不可能となった場合には、別の事業を他の国・地域において実施しているものもみられるが、当該別の事業の実施は、準備期間が短い場合等においては、実施効果の面において十分な効果を上げられないことも考えられる。

適正な予算執行及び効果的な事業実施の観点から、在外公館や交流基金の海外事務所の情報収集機能を活用することにより、海外現地情勢の悪化等の変化について、的確な予測を行うものとする。

また、交流基金では、保有する外貨建債券に係る為替評価損が生じ、欠損金が発生している。

外貨建債券の運用・監理については、交流基金の資金運用諮問委員会及び外務省独立行政法人評価委員会における点検や検討の結果を踏まえ、欠損金の発生を抑制し、法人財政を健全化するために必要な措置を講ずるものとする。

第4 海外事務所の見直し

交流基金、JICA、独立行政法人日本貿易振興機構及び独立行政法人国際観光振興機構の海外事務所については、基本方針に基づき、関係する外務省、経済産業省及び国土交通省において、これら4独立行政法人の海外事務所の共用化促進に向けた連絡会の開催等を行っている。

一方、これら4独立行政法人の海外事務所においては、在外公館が中心となり定期的な会合が行われているものの、海外事務所の共用化促進に特化した仕組みは構築されていない。

海外事務所の共用化を促進するため、海外事務所の共用化促進のための連絡会を海外において設置する等の仕組みを構築の上、共用化に向けた積極的な検討を行うものとする。その際、利用者の利便性向上の観点から、海外事務所と同じ国・地域に所在する独立行政法人以外の機関の事務所との共用化等、当該機関との連携についても検討するものとする。

第5 定量的な目標設定

交流基金の現行中期計画においては、アンケート回答者からの有意義であったとの回答割合、日本語能力試験の年間平均受験者数、ウェブサイトへのアクセス件数等について定量的目標を設定しているが、設定している定量的目標の全てについて、実績が目標を大きく上回っている。

業務の質の向上及び的確な業務実績評価の実施の観点から、次期中期目標・中期計画においては、可能な限り定量的目標を設定するとともに、定量的目標を設定するものについては、現行中期目標期間における実績を踏まえた目標を設定するものとする。また、併せて、個々の事業の到達目標を明確にするものとする。

第6 業務全般に関する見直し

上記第1から第5に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が昨年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。